

# 愛媛大学土木海洋会会則

## (総 則)

第1条 本会は、愛媛大学土木海洋会と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、土木海洋および環境建設工学における技術の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会の本部は、愛媛大学大学院理工学研究科理工学専攻環境建設工学講座内に置く。  
なお、本会に支部を置くことができる。

## (会 員)

第4条 本会は、下記の会員をもって組織する。

### 1. 正会員

- (1) 新居浜高等工業学校採鉱科、新居浜工業専門学校採鉱科、愛媛大学工学部鉱山学科・土木工学科・海洋工学科・土木海洋工学科・環境建設工学科・工学科社会基盤工学コースおよび社会デザインコースの卒業生
- (2) 愛媛大学大学院理工学研究科修士課程土木工学専攻・海洋工学専攻、博士前期課程土木海洋工学専攻および理工学研究科博士前期課程土木海洋工学専攻・生産環境工学専攻環境建設工学コース・理工学専攻環境建設工学分野の修了生
- (3) 愛媛大学大学院理工学研究科博士後期課程および理工学研究科博士後期課程の修了者のうち、主指導教員が土木海洋工学科もしくは環境建設工学科、大学院理工学研究科生産環境工学専攻環境建設工学コース・理工学専攻環境建設工学講座の教員である者
- (4) 愛媛大学大学院理工学研究科理工学専攻環境建設工学講座の現教員
- (5) 本会の承認を得た者

### 2. 特別会員

- (1) 新居浜高等工業学校採鉱科、新居浜工業専門学校採鉱科、愛媛大学工学部鉱山学科・土木工学科・海洋工学科・土木海洋工学科・環境建設工学科および大学院理工学研究科生産環境工学専攻環境建設工学コース・理工学専攻環境建設工学講座の旧教員（旧教官）、旧職員および愛媛大学大学院理工学研究科理工学専攻環境建設工学講座の現職員
- (2) 本会の承認を得た者

### 3. 学生会員

- (1) 愛媛大学工学部環境建設工学科・工学科社会基盤工学コースおよび社会デザインコースの在学学生、および愛媛大学大学院理工学研究科博士前期課程生産環境工学専攻環境建設工学コース・理工学専攻環境建設工学分野の在学学生、および、理工学研究科博士後期課程の在学学生のうち、主指導教員が環境建設工学講座の教員である者

(2) 本会の承認を得た者

4. 賛助会員

本会の趣旨に賛同する企業等

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 評議員 原則として各学科各学年1ないし2名、現教員若干名および各支部1名
4. 幹事長 1名
5. 幹事 若干名
6. 監事 2名

第6条 前条に掲げる役員は、役員会において正会員の中から推薦され、総会において承認される。

第7条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

第8条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長が協議して、その職務を代行する者を決定する。

第9条 本会に顧問若干名をおくことができる。顧問は役員会において会長経験者の中から推薦され、会長が委嘱する。顧問は、会長から諮問された事項等について、参考意見を述べる。

第10条 評議員は、役員の選任並びに重要な会務運営について意見を述べることができる。

第11条 幹事長・幹事は、会長を助けて本会の業務を処理する。

1. 幹事長は会務執行の要とし、会長、副会長とともに、役員会を構成し、会務を処理する。
2. 役員会において、幹事の中から推薦された会計担当幹事は、本会の経理を司る。

第12条 監事は、会計の監査にあたる。

第13条 役員の任期は次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

- |                    |    |
|--------------------|----|
| 1. 会長・副会長・幹事長および幹事 | 1年 |
| 2. 評議員および監事        | 3年 |

(役員会)

第14条 役員会は、役員をもって構成し、本会の事業、予算、決算、役員等の重要な項について審議する。

1. 議長は、会長が担当する。
2. 役員会は、原則として総会に先立って年1回開催する。なお、この他、役員の過半数又は会長が必要と認めた場合は、インターネット等電子媒体等において臨時役員会を開催することができる。

3. 役員会で審議された事項は、総会において承認されなければならない。

(総 会)

第15条 総会は、原則として毎年1回開催される。

1. 議長は、出席正会員の中から選出し、議決は出席正会員の過半数の賛成で行う。賛否同数の場合は、議長決裁による。
2. 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。
  - (1) 会則の変更
  - (2) 解散に関する事
  - (3) 会費に関する事
  - (4) 事業計画および収支予算に関する事
  - (5) その他役員会で必要と認めた事項

(会 計)

第16条 本会の経費は、正会員の会費、賛助会費、寄付金、その他の収入によるものとする。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事 業)

第18条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員相互の連絡並びに会員名簿の管理に関する事
2. 会員名簿の発行並びにホームページの運営に関する事
3. 愛媛大学との連携に関する事項
4. その他、必要と認められる事業

(表 彰)

第19条 本会に特別の功労があった個人並びに団体・企業に対して表彰することができる。

(附 則)

第1条 会則の変更は、総会の決議による。

本会則は平成6年8月20日より施行する。

平成7年8月19日 会則の一部変更

平成8年8月17日 会則の一部変更

平成10年8月22日 会則の一部変更

平成11年8月21日 会則の一部変更

平成14年8月24日 会則の一部変更

平成16年8月28日 会則の一部変更

平成17年7月16日 会則の一部変更

平成18年8月26日 会則の一部変更

平成28年8月20日 会則の一部変更

平成29年8月19日 会則の一部変更

令和5年9月9日 会則の一部変更

## 会費についての内規

1. 会費は、年額 3,000 円とする。ただし、70 歳以上の会員の会費は免除する。
2. 65 歳以上の会員は、終身会費として一括払いをすることができる。終身会費は、10,000 円とする。
3. この内規の変更は、総会の議決による。